○北陸地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	高岡市六家一二番から同市六家字芋田九三七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月十四日

○北陸地方整備局告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

区間	敷地の幅員
高岡市六家一二番から同市六家字芋田九三七番四まで	○・○○～二○・九○メートル

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百七十号
三　指定する道路の部分　○・一七九キロメートル
四　指定する期日　平成二十六年十一月十四日

○中部地方整備局告示第百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　名古屋都市計画道路事業三・二・二百六十二号名古屋津島線
三　事業施行期間　自平成二十六年十一月十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛知県あま市七宝町下田廻間、下田堂中、下田江東、下田江東本町、川部山王、川部登り前、桂角田、桂山之浦及び桂築込地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　東三河都市計画道路事業三・三・二十八号姫街道線
三　事業施行期間　自平成二十六年十一月十四日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛知県豊川市八幡町亀ヶ坪、佃、足洗、沢渡、横道及び下天王地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　前原都市計画道路事業三・五・二十一号北新地新田線
三　事業施行期間　自平成二十六年十一月十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福岡県糸島市前原北二丁目並びに新田字加布羅、字郷夫、字前川及び字赤坂地内
使用の部分　福岡県糸島市前原北二丁目並びに新田字加布羅及び字郷夫地内

○北海道開発局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　岩内都市計画道路事業三・四・三号停車場通
三　事業施行期間　自平成二十三年六月十七日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十五年度北海道開発局告示第百二十五号の事業地のうち、字宮園地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

議案受領

十一月十二日参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

十一月十二日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

議事日程

十一月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号
平成二十六年十一月十三日（木曜日）
午後一時開議
第一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）